

平成17年度第9回理事会

日 時 平成17年12月16日（金）13：30～

場 所 特別会議室

議 題

- 1 農林水産大臣談話について
- 2 一般職員の採用内定について（報告）
- 3 その他

資 料

- 1) 農林水産大臣談話について
- 2) 一般職員の採用内定について

関係者各位

農林水産大臣談話

平素は農林水産省関係の業務に精励されていることに対し敬意を表します。

独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて、行政改革の推進に対する国民の期待に応えるべく、この度、農林水産省としての最終的な判断を行うことになりました。

今回の見直しについては、昨年の見直し同様、組織そのものを変える内容がいくつかありますが、独立行政法人の担う業務はいずれも重要と考えており、基本的には引き続き実施していく考えであります。

この中で、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3法人を統合することになりますが、これら3法人の統合により、一層の食の安全を確保するための体制を整備し、消費者の信頼確保を図ってまいりたいと考えております。

また、林木育種センターと森林総合研究所を統合することになりますが、これら2法人の統合により、林木の新品種の開発・普及から森林・林業に関する総合的な試験研究までを一貫して行うための条件を整備し、森林整備の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

これらに加え、今回の見直しで、種苗管理センター、家畜改良センター、林木育種センター及び水産大学校の職員の身分は非公務員となります。今後行われる中期計画の策定、労働協約の締結、就業規則の改正等に際し、職員の雇用や労働条件が引き続き確保されるよう、運営費交付金の要求等に努めてまいりたいと考えています。

職員の皆様におかれましては、以上のとおり、事業の継続や雇用・労働条件の確保のために努めてまいりますので、国民生活の安定や社会経済の健全な発展に資するよう、引き続き業務に取り組んでいくことを期待いたします。

平成17年11月30日
農林水産大臣 中川 昭一

「独立行政法人林木育種センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（案）

平成 17 年 11 月 30 日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）の主要な事務及び事業については、地方にできることは地方にゆだねるとの観点も含め、一層の効率的かつ効果的な運営を図るとともに、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化し、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第 1 独立行政法人森林総合研究所との事務及び事業の一体的実施

- 林木育種センターの林木育種事業等の業務については、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の試験研究等の業務との一体的実施による効果が適切に発揮されるための対策を講じ、1 法人として実施する。
- 上記の業務の一体的実施に当たっては、これまで林木育種センターが担ってきた固有の機能を引き続き果たしつつ、森林・林業に関する基礎研究から林木の新品種開発・配布事業等まで一貫して実施することにより、管理部門の効率化及び試験研究との連携による一層効果的な業務運営を推進する。

第 2 本所及び地方組織の運営の効率化

- 我が国の森林は、気候等の自然条件によって樹種構成が異なり、また、同じ樹種でも品種ごとに生育に適した条件があることから、これらを踏まえた適切な林木育種事業等が全国レベルで継続できる体制を確保することを前提に、現在、4箇所に設置されている増殖保存園について、効率的な運営を確保する観点から、要員の配置について見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

第 3 品種開発業務等の重点化

- 安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資する新品種の開発等を一層推進するため、花粉症対策に有効な無花粉や花粉の少ない品種、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸收・固定能力の高い品種、国土及び環境の保全に資する病虫害や気象害に抵抗性を有する品種、資源の循環利用推進に資する成長・強度等の特性に優れた品種の開発等に重点的に取り組むことについて次期中期目標に明記する。
- ジーンバンク事業については、生物多様性国家戦略で求められている目標の達成に向けて、国家資源として重要な絶滅危惧種や天然記念物、その他の希少樹種等の林木遺伝資源の収集・保存に重点的に取り組むことについて次期中期目標に明記する。
- ミツマタ等の地域特産的な樹種及び環境緑化木の新品種開発及び関連する調査・研究については、今期中期目標期間において一定の整理を図ることとする。

第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

- 国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体等との役割分担等、林木育種センターが担う任務・役割について次期中期目標に明記するとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記することとし、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すよう努めるものとする。

第5 合理化効果の発揮

- 管理部門等の業務については、森林総合研究所の事務及び事業との一体的実施等に併せて、業務の実施方法の見直し、事務の簡素化等による要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることを次期中期目標に明記する。
- 上記により、総合メリット等を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

- 林木育種センターの事務及び業務については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないよう、職員の雇用と労働条件に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

資料2

理 事 会 資 料
平成17年12月16日
総 務 課

一般職員の採用内定について

第2回理事会で一般職員2名の採用について承認を頂いていましたが、採用計画に予定外の事項が生じたので、1名追加し合計3名とし、採用面接の結果、下記の者について採用を内定したので報告します。

記

平成18年1月1日付け

総務部 1名

平成18年4月1日付け

総務部 1名

東北支所 1名